

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書(案)	6	2.2.3 情報管理の効率化/外部環境への対応	<p>「外部システム(特許庁システム等)の変更にも柔軟に対応できるよう包装袋データの受領方法をCSV形式に変更し、取込み機能を整備する。」</p> <p>①外部システムから受領する包装袋データはCSV形式に変更されているとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②包装袋データのデータ形式については、外部システムと請負業者の間で取り決めるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	要件明確化のため。	無	<p>①ご認識のとおりです。</p> <p>②ご認識のとおりです。</p>
2	調達仕様書(案)	8	2.5 調達対象範囲	<p>本調達の範囲について以下の認識ですが、間違いはないでしょうか？</p> <p><本調達の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発業務 ・開発環境用ハードウェア・汎用ソフトウェア(ミドルウェア含む)費用及び保守・サポート費用 ・(利用する場合)業務パッケージソフトウェア費用及びサポート費用(本番機/開発機) ・稼動後3ヶ月間の稼動支援費用 <p><本調達の範囲外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本番環境用ハードウェア・汎用ソフトウェア(ミドルウェア含む)費用及び保守・サポート費用 ・機器設置・設定費用 	調達範囲の明確化	無	意見概要に記載いただいた、“<本調達の範囲>”の業務内容は本調達範囲に含まれますが、調達仕様書に記載されているとおり、教育業務等も含まれます。なお、“<本調達の範囲外>”の業務内容については、本調達の範囲外との認識に間違いありません。
3	調達仕様書(案)	8		<p>ハードウェアの調達において、稼動支援環境を同時にご用意頂くことはできないでしょうか？</p> <p>稼動支援環境がない場合、稼動後新たに公開されたセキュリティパッチ等はテストをせず本番機に適用せざるを得なくなります。場合によっては、業務に支障が出る可能性もある為、稼動支援環境のご用意を頂きたいをお願いします。</p>	本番稼動後のメンテナンス性や安全稼動の為	無	本番稼動後の稼動支援環境については、ハードウェア調達事業者が導入するハードウェア上に用意するよう、設備設計時に考慮します。
4	調達仕様書(案)	8	2.6 想定スケジュール	<p>ソフトウェアの設計・開発に於いて、図2-6想定スケジュールのとおりだとすると、テスト工程で本番用ハードウェアの設置・設定がおわっていないと、以下の悪影響が発生します。</p> <p>その1:ハードを別途用意する必要があり、コスト高となる</p> <p>その2:本番ハードの設置・設定後に再度、アプリケーションを導入し、再テストが必要となり、テスト費用が2倍近く掛かる。</p> <p>上記の問題より、開発とハード調達を同期するようにハードウェア調達・導入スケジュールを変更いただけませんか。</p>	情報・研修館様にとって有益なご提案と考えたため。	有	ご意見の内容を踏まえ、ハードウェア調達事業者の調達・導入スケジュールの前倒しを検討します。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
5	調達仕様書(案)	11	廃棄業務	「特許庁より、包装袋の保存期間に関する規定で定められた保存年限が経過し、廃棄対象となる包装袋データ格納した電子媒体が送付される。」とありますが、新包装袋管理システムでは、そのデータに指定された包装袋をすべて廃棄対象として処理するだけで、妥当性チェック(包装袋の保存期間に関する規定等)を持つ必要はありませんでしょうか？	役務範囲の明確化	有	包装袋の廃棄業務について、包装袋種別ごと定められた規定に基づいて廃棄対象候補とする包装袋データをCSV形式で抽出し、その情報を特許庁へ提供します。特許庁にて、提供した包装袋データ(CSV形式)より廃棄対象外とする包装袋データを除外し、その情報を情報・研修館へ提供いただく運用を想定しています。ご意見の内容を踏まえ、仕様書P11と、別添資料1_業務流れ図(WFA)8/9頁を修正します。
6	調達仕様書(案)	12	4.2.1(1)業務・機能設計	「既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合は、基本設計にて想定している機能との差異等について分析し、担当者に報告し、承認を得ること。」とありますが、差異分析だけでなく、実現する既存のパッケージソフト等の機能についても、基本設計書として記載するということがよろしいでしょうか？	役務範囲の明確化	無	パッケージソフトウェアの説明書等を活用していただいて問題ありませんが、調達仕様書に記載された要件を満たしていることが基本設計にて確認できる必要があります。
7	調達仕様書(案)	12	4.2.1 基本設計業務要件	設計工程に於いて、現行ソースの閲覧は可能でしょうか。また提案作業中に上記ソースを閲覧することは可能でしょうか。	品質向上の為。要件明確化のため	無	包装袋管理システムのプログラムソースについては、セキュリティの観点から公開しない予定です。
8	調達仕様書(案)	12 15	4.2.1 基本設計業務要件 4.2.2 詳細設計業務要件	包装袋管理システムの基本設計書等が現在のものと一致していないとのことですが、テーブル仕様書等のデータに関するドキュメントは最新化されていると理解してよろしいでしょうか。	応札検討やご提案、作業見積りに必要なため。	無	包装袋管理システムの設計書に含まれる「テーブル定義書」は最新化されています。
9	調達仕様書(案)	12 15		包装袋管理システムの基本設計書等が現在のものと一致していないとのことですが、貴所職員様や保守業者様などから、不一致部分をご教示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	応札検討やご提案、作業見積りに必要なため。	無	現行の包装袋管理システムに関する不明点がある場合は、ヒアリングをしていただく想定です。なお、本業務は、現行の包装袋管理システムを改修/更新するものではなく、システムの刷新を目的に新規構築するものであるため、調達仕様書に記載の要件をもとに設計していただくことを想定しております。
10	調達仕様書(案)	12 15		包装袋管理システムの基本設計書等その他の各種ドキュメントの有無と最新化状況など、仕様書に記載いただけますようお願いいたします。	応札検討やご提案、作業見積りに必要なため。	無	本業務は、現行の包装袋管理システムを改修/更新するものではなく、システムの刷新を目的に新規構築するものであるため、調達仕様書に記載の要件をもとに設計していただくことを想定している。
11	調達仕様書(案)	17	4.2.3 開発業務	(2)単体テスト実施、(3)ソフトウェア結合テスト実施、(4)システム適格性確認テスト 上記の各工程に於いて、現行システムのそれに対応するテスト仕様書を確認することは可能でしょうか。また、提案作業中に上記資料を閲覧することは可能でしょうか。	品質向上の為	無	現行の包装袋管理システムのテスト仕様書は閲覧可能です。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
12	調達仕様書(案)	17	4.2.3(1) プログラムコード作成	「開発の過程でプロトタイプ等を用いて～」とありますが、開発の過程とはどの工程での確認を想定しているのでしょうか？	役務範囲の明確化	有	設計・開発業務段階での確認を想定しております。ご意見の内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。 なお、具体的な工程・時期については応札者の提案によるものと想定しています。 (4.2.2に記述)
13	調達仕様書(案)	17		プロトタイプを作成する場合、担当者(発注者)がプロトタイプを確認し、設計(請負者)にフィードバックを行うことを想定していますが、「担当者に確認結果を報告すること」とはどのような報告を行うのでしょうか？	役務範囲の明確化	有	ご意見いただいた記載は誤記であるため、調達仕様書より削除します。
14	調達仕様書(案)	17	4.2.3(5) システム確性確認テスト(運用テスト)実施	開発業務のシステム適格性確認テストは、本番環境のハードウェア/ソフトウェア上で行う必要があると考えています。 2.6想定スケジュールにおけるハードウェアの調達・導入の時期について調整は可能でしょうか？	ハードウェア導入後の稼働品質を担保するためのテスト(役務範囲)の明確化	有	No.4の回答のとおりです。
15	調達仕様書(案)	18	4.2.4 移行業務	提案作業中に、移行対象のデータの閲覧は可能でしょうか。CSV化された現行データの入手は可能でしょうか。	要件明確化のため、作業品質の向上の為	無	移行対象となる包装袋管理システムのデータについて、一部サンプルを貸与可能です。
16	調達仕様書(案)	18	4.2.4(1) システム移行計画書策定	包装袋管理システムのデータ形式(項目等)を調査するにあたり、データの提供方式(貴所からご提供いただけるか、現行保守業者様からいただけるかなど)を記載していただけますようお願いいたします。	ご提案及び作業見積もりに必要なため。	有	情報・研修館にてデータ抽出を実施し、提供します。また、外部記録媒体でCSV形式のデータを提供する予定です。 上記の内容が確認できるよう、調達仕様書を修正します。 (14頁(9)に記載)
17	調達仕様書(案)	19	4.2.4(2) システム移行の実施	現行システム側のデータ移行に伴うデータ抽出作業は本業務範囲外との認識でよろしいでしょうか？	役務範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。
18	調達仕様書(案)	20	4.2.5(1)① 教育実施対象者	特許庁殿職員に対する教育実施は対象外でよろしいでしょうか？	役務範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。
19	調達仕様書(案)	20	4.2.5(1)② 教育方法	「操作マニュアルについては、機能全体を網羅した情報・研修館職員用及び貸出予約機能に絞った職員用の2種類を準備すること。」とありますが、システム管理者用の操作マニュアルは、情報・研修館殿職員用と同一と考えてよろしいでしょうか？	役務範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。 情報・研修館用のマニュアルに、システム管理者用の操作マニュアルを含めていただきます。
20	調達仕様書(案)	22	4.2.6 運用保守業務	開発業者の運用保守業務終了後、本システムを継続的且つ安定的に運用していくには稼働支援(SI)業者が必要と認識しておりますがどのようにお考えでしょうか？	本番稼働後におけるシステムの安定性確保の為	無	本業務終了後の本システムを継続的且つ安定的に運用していくための稼働支援業務は、本調達の範囲外と

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
21	調達仕様書(案)	22	4.2.6 運用保守業務	運用保守業務の対象期間は、3ヶ月を予定しているがありますが、4ヶ月以降の運用保守は別途実施されるということでしょうか。 もし、運用保守業務の調達が行われず、スポット保守となった場合、その都度(QA発生時、トラブル時etc)、人員をアサインする為、むしろスポット保守の方が高コストとなることが懸念されます。 今回の調達に、4年間の運用保守を含めたほうが全体的には低コストになると考えますが、いかがでしょうか。	仕様理解のため	無	利用しているものの稼働支援業務は、本調達の範囲外となります。 なお、稼働支援業務および運用保守業務等については別途検討します。
22	調達仕様書(案)	23	4.2.6(2)③ヘルプデスク	「情報・研修館からのシステム操作及び技術的問い合わせに対する窓口として対応すること。」とありますが、ヘルプデスクへの問い合わせにおいては、情報・研修館殿システム管理者等にて取りまとめていただけたらと考えてよろしいでしょうか？	役割範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。
23	調達仕様書(案)	23		上記問い合わせの頻度としては、どのくらいを想定すればよろしいでしょうか？	役割範囲の明確化	無	現行システムでは、年に5回程度の問合せが発生しています。 利用者が容易に理解し、操作性に優れたシステムを構築することを前提としていますので、現行システムの回数頻度を想定しています。
24	調達仕様書(案)	23	4.2.6(2)⑥障害対応	障害対応について、「障害発生後12時間以内に復旧～」と記載されておりますが、これはお客様からの通報後という認識で宜しいでしょうか？	役割範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。
25	調達仕様書(案)	23		障害対応について、開発業者側の窓口はヘルプデスクという認識で宜しいでしょうか？	役割範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。
26	調達仕様書(案)	24	4.2.6(3) 本業務終了後の引継ぎ	「情報・研修館及び他社が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置」とありますが、引継ぎ者の要件を明確に記載頂けないでしょうか。 通常であれば、ソフトウェア開発ベンダがそのまま運用保守を継続するかと思いますが、敢えて分けるとなると引継ぎ者の協力度合いやスキルレベルにより「遂行できるよう必要な措置」に係る作業が大きく変わります。	要件明確化のため。	有	引継ぎ対象者は情報・研修館職員及びハードウェア調達事業者を想定しています。また、平成27年度4月から別途新包装袋管理システムの保守業者を調達する場合は、その保守業者も引継対象者に含まれます。 ご意見の内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。
27	調達仕様書(案)	24		「本業務に係る現状復帰等の作業」とは、どのような作業を想定してますか。	要件明確化のため。	有	現状復帰はハードウェア調達事業者が実施する作業と想定しています。ご意見内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。
28	調達仕様書(案)	24		運用保守業務の引継は、契約期間満了以前に実施することでよろしいでしょうか？	役割範囲の明確化	無	ご認識のとおりです。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
29	調達仕様書(案)	28	4.6.3 進捗報告(3)	ハードウェア構築業者との進捗共有等のため、ハードウェア構築業者との合同定例会の設置と参加を、要件追加いただくことをご提案します。	両業者の関係性が強く、役割の抜け漏れ抑止や課題の共有等が実施できるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。(47頁 9.9(2)に記載しました。)
30	調達仕様書(案)	30	5.4(2)データの引渡しについて	「請負者は、情報・研修館よりデータの引渡しの指示があった場合には、速やかに一般的に読み込み可能なデータ形式にてデータを提示すること。」とありますが、ここでいうデータとは、新包装袋管理システムにて保持・管理する情報・データという認識でよろしいでしょうか？	役務範囲の明確化	有	画面機能のCSV出力で包装袋データの抽出は対応可能であるため、5.4(2)「データの引渡しについて」は、本調達範囲から削除し、名称を「情報・データに係る対策」に変更します。
31	調達仕様書(案)	30		上記データの引渡し指示とは、運用・保守フェーズでの作業と考えてよろしいでしょうか？また、頻度としては、どのくらいを想定すればよろしいでしょうか？	役務範囲の明確化	有	No.30の回答のとおりです。
32	調達仕様書(案)	30		「契約期間終了時も同様に対応すること」とありますが、契約終了時点での上記データの引渡しとは何を想定しておりますでしょうか？	役務範囲の明確化	有	No.30の回答のとおりです。
33	調達仕様書(案)	31	5.5 図表5-1	各連携データのインターフェース仕様は全て新規で本業務請負者が設計するとの認識でよろしいでしょうか？現行のインターフェース仕様を踏襲しなければならない等の制約はあるのでしょうか？	開発前提の明確化	無	外部システム側と連携して設計していただく想定です。
34	調達仕様書(案)	31		図表5-1における連携データ全ての抽出条件の検討及び抽出ツール等の開発は、外部システム側の役務との認識で宜しいでしょうか？	開発範囲の明確化	無	受領分については、連携データの抽出条件の検討及び抽出ツールの開発は、外部システム側の役務となりますが、通知分については、本システムの役務となります。
35	調達仕様書(案)別紙資料1	31	5.5 外部インタフェース要件 図表5-1 外部インタフェース要件	「審判システム ①記録 baggage 引継ぎデータ」は、業務流れ図(WFA) P.3の一括引継の引継 baggage データのことでしょうか。明確化して頂ければ幸いです。	要件明確化のため。	有	ご認識のとおりです。ご意見のとおり修正します。
36	調達仕様書(案)別紙資料1	31		「審判システム ②記録 baggage 送付」は、業務流れ図(WFA) P.1の一括受入の受入 baggage データのことでしょうか。明確化して頂ければ幸いです。	要件明確化のため。	有	ご認識のとおりです。ご意見のとおり修正します。
37	調達仕様書(案)別紙資料1	31	5.5 外部インタフェース要件 図表5-1 外部インタフェース要件	「国際商標出願システム(マドプロ) ①最終処分案件情報通知キュー」は、業務流れ図(WFA)には表れていません。どの機能で使用されますか。業務流れ図のご提供をお願いします。	要件明確化のため。	有	別添資料1_業務流れ図(WFA) 1/9頁に記載の受入 baggage データに該当します。調達要件明確化のため、図表5-1を修正します。

「新包袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
38	調達仕様書(案) 別紙資料1	31	5.5 外部インターフェース要件 図表5-1 外部インターフェース要件	「全体システム(特許庁各システム) ①廃棄包袋データ」は、業務流れ図(WFA) P.8の廃棄の廃棄包袋データのことでしょうか。明確化して頂ければ幸いです。	要件明確化のため。	有	業務流れ図(WFA) P.8の廃棄の廃棄包袋データのことになります。 想定している業務内容は、まず新包袋管理システムより、廃棄候補データを抽出し、そのデータを特許庁へ通知します。その後特許庁が廃棄包袋データを作成し、そのデータを受領し、廃棄対象包袋の特定しますので、その旨を記載した調達仕様書と、別添資料1を修正します。
39	調達仕様書(案)	31		連携データについて、現行システムのデータ形式をご提示願います。	要件明確化のため。	無	現行の包袋管理システムでは、FTP・MQにてデータ連携を行っています。 なお、本業務は、現行の包袋管理システムを改修/更新するものではなく、システムの刷新を目的に新規構築するものであるため、調達仕様書に記載の要件をもとに設計していただくことを想定しています。
40	調達仕様書(案)	31		連携データの媒体は特許庁様より情報・研修館担当者へどのように渡されますか。郵送でしょうか。持参でしょうか。	要件明確化のため。	無	特許庁担当者の持参により、情報・研修館担当者へ渡されます。
41	調達仕様書(案)	32	6.1.1 規模要件	※に「…廃棄済みデータを補完している。」とありますが、廃棄したデータのリストが保存されているとの解釈で良いでしょうか。廃棄済みデータの状態、形式も含め、情報をご提示頂けませんでしょうか。	要件明確化のため。	有	包袋管理システムでは、廃棄済みデータも管理しており、移行対象となります。また、包袋管理システムの中でデータと管理しています。 ご意見内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。
42	調達仕様書(案)	32	6.1.1(1) データ量	移行の際に現行保管している廃棄済みデータも移行する認識でよろしいでしょうか。	役務範囲の明確化	有	No.41の回答のとおりです。
43	調達仕様書(案)	32	6.1.1(2) ユーザ数	総職員数が約3,000名、実際のユーザ規模が約30名程度と記載されておりますが、システムへのユーザ登録数(ユーザID数)としては、総職員数と同じという認識で宜しいでしょうか。	要件・規模の明確化のため。	有	ユーザIDについては、システム管理者のみとなります。 上記内容が確認できるよう、調達仕様書を修正します。
44	調達仕様書(案)	33	6.2.1(1) 可用性への対応	大規模災害時のRPOは障害発生時点又は前日(日次バックアップ時点)のどちらでしょうか。	DRサイトの構築要否の明確化	有	大規模災害時のRPOは、最新の日次バックアップ時点となります。 上記内容が確認できるよう、調達仕様書を修正します。
45	調達仕様書(案)	33	6.2.1 信頼性目標	図表6-2-1のNo6で、RPOについて「障害発生時点(日次バックアップ+アーカイブからの復旧)」と書かれています。しかし、日次バックアップ及びアーカイブから復旧するのであれば、直前のバックアップ時点にしか復旧できませんから、最悪では24時間前の時点に復旧することになります。したがって、「障害発生時点」とあるのは「24時間」として頂くことが適当であると考えます。	常に障害発生時点に復旧させること(つまりRPOがゼロ)は技術的には可能ですが、相当なコストを伴います。本件システムにおいては、そのような主旨ではないと思料致します。なお、仮にRPOをゼロにするのであれば、日次バックアップ及びアーカイブからの復旧だけでなく、他の手段も用いる必要がありますから、カッコ書きの「日次バックアップ+アーカイブからの復旧」は削除頂くことが適当であると考えます。	無	大規模災害時を除く通常の障害の場合、日次バックアップ+アーカイブからの障害発生時点まで復旧することとし、原文のとおりとします。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
46	調達仕様書(案)	34	6.2.4 システム中立性要件	①ハードウェア・ソフトウェアの中立性 「特定の製品や技術に依存しない技術で、信頼性の高いハードウェア及びソフトウェアを選定」とありますので、OSに関してはベンダ依存の無いように「Windows又はLinux」としていただきたいと思います。	特定のUNIXを許可した場合、事業者により偏りが発生するため。	無	ご意見及び理由の内容は承りましたが、原文のとおりとします。 なお、いただいたご意見については、ハードウェア調達事業者の調達仕様書作成時の参考情報とします。
47	調達仕様書(案)	35	6.2.5 汎用パッケージソフトウェアの利用要件	オープンソースの利用は可能でしょうか。	柔軟な提案を可能とするため。 オープンソースを利用する場合の要件を明確にさせていただきたいため。	無	オープンソースの利用は可能です。
48	調達仕様書(案)	35		業務パッケージソフトウェアを利用して業務機能を実現する場合、カスタマイズ比率の上限の条件はあるでしょうか？	業務への適合率が低いパッケージ提案による機能の拡張容易性が損なわれるリスクの回避	無	カスタマイズ比率の上限はありません。
49	調達仕様書(案)	36	6.3.1 ネットワーク	図表6-3の中に「INPIT側」及び「INPITにて調達」という表現があります。これは情報・研修館様のドメイン名なので、情報・研修館様を指すものとは思われますが、資料としては注記を頂くことが望ましいと考えます。	省略	有	日本語名称で記載します。
50	調達仕様書(案)	36	6.3.2ハードウェア構成	「請負者は、新包装袋管理システムの稼働に必要なハードウェア構成を応札時に提案すること」、及び、「ハードウェアの調達・設置は別途調達予定のハードウェア調達事業者が実施する」ことが書かれています。この対象として、OS等が含まれるかどうか、明記して頂くことが適当であると考えます。6.3.2の記述では単に「ハードウェア」と書いてありますが、次項の6.3.3では「汎用的な複数の製品(サーバ、OS等)でソフトウェアが動作できること。」と書かれており、OS等はサーバと並んで本件と別調達であることを想定されているようにも見受けられます。さらに、「OS等」という表現では、広義にはDBMSやWEBサーバソフトなどのプラットフォームを含むという解釈の余地もありますので、この点について、明確化をお願いします。	ハードウェアとOSを別調達することは一般的ではないと考えます。	有	OS及びミドルウェアの調達・設置・設定作業はハードウェア調達事業者の作業範囲となります。 ご意見の内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。
51	調達仕様書(案)	36		「新包装袋管理システムの稼働する本番環境の設定等を実施すること」とありますが、一般的にハードウェアの搬入、設置、据付後の以下設定はハードウェア請負業者の作業範囲と考えております。 ・ネットワークの設定・確認 ・サーバ、OSの設定・確認 上記認識でよろしいでしょうか。	ハードウェア業者との役割分担の明確化	有	No.50の回答のとおりです。
52	調達仕様書(案)	36		本番環境のハードウェアの設定等を行うこととされています。しかし、ハードウェアの設定は、ハードウェア調達事業者が行うことが相当であると考えます。	P8の図表2-5では、ハードウェアの設定はハードウェア調達事業者が行うこととされています。	有	No.50の回答のとおりです。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
53	調達仕様書(案)	37	6.3.4(1) アクセシビリティに関する要件	記載するブラウザのバージョン以上のリリースが開発期間中にあった場合は、最新バージョンへの対応を含むのでしょうか？	開発範囲の明確化	有	対応バージョンは以下のとおりです。 ・Microsoft Internet Explorer 9.0 ・Mozilla Firefox 17.0 調達仕様書を修正します。
54	調達仕様書(案)	37	6.3.4(3)言語対応への要件	「日本語及び英語で記述されたメタデータを取り扱うことが可能となるよう構築すること。」とありますが、別添資料から英語で記述されたメタデータを取り扱うことが想定できませんでした。具体的に英語対応する項目等ありましたらご教授ください。	開発範囲の明確化	有	日本語及び英語で記述されたメタデータに関する要件は削除することとし、調達仕様書を修正します。
55	調達仕様書(案)	37	6.3.5 データセンタ要件	全般的にハードウェア調達の要件と思われる。ソフトウェア開発の要件部分を明記して頂けませんか。	ソフトウェア開発面からは、対策できない要件のため。	有	この項では、作業の前提条件を表すため、参考情報としてハードウェア調達事業者が実施する作業内容も記載しています。 上記内容が明確に確認できるよう「6.3.5 データセンタ要件」の項目名を、「6.3.5 サーバ設置場所・環境」に修正します。
56	調達仕様書(案)	37		外部データセンターの活用を前提とした提案は可能でしょうか。データセンター要件及び情報セキュリティ要件を満たせば、外部のデータセンターの活用も可能かと思えます。また、大規模災害等への対応も必要かと思えますので、要件に加えられては如何でしょうか。	柔軟な提案を可能とするため。	無	外部データセンターの利用は想定していません。
57	調達仕様書(案)	39	7.2.1(1) 通信回線対策 7.2.2(2) 不正監視	HW調達事業者が対策を行う内容は、HW調達業者が設計及び設定を行うという認識で宜しいでしょうか？	ハードウェア業者との役割分担の明確化	無	ご認識のとおりです。
58	調達仕様書(案)	P39	7.2 情報セキュリティ対策	図表6-3から外部接続はないものと解釈しましたが、本節には、「外部からの脅威を踏まえて...」とあります。この場合の外部からの脅威とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか？	要件明確化のため。	有	調達仕様書作成当初、特許庁職員については、インターネット経由で新包装袋管理システムを利用することを想定していたため、外部からの脅威に踏まえてリスク分析を実施することとしていました。特許庁のOA-LANに直接接続することに変更したため、「外部からの脅威を踏まえてリスク分析し、」の記載は削除しますが、調達仕様書「7.2 情報セキュリティ対策」は実施していただきます。
59	調達仕様書(案)	40～42		全般的にハードウェア調達の要件と思われる。ソフトウェア開発要件からみた情報セキュリティ対策を明確に頂けますでしょうか。	ソフトウェア開発面からは、対策できない要件のため。	無	受託者にて実施する情報セキュリティ対策については、調達仕様書「7.2 情報セキュリティ対策」に記載の【図表7-2 セキュリティ対策における役割分担】のとおりです。
60	調達仕様書(案)	45 47	9.3 著作権 9.10(1) その他	ソフトウェア改造業者へソースコードを開示し、改造を依頼する場合、業務パッケージソフトウェアのカスタマイズ部分だけでなく、本体のソースコードも開示される必要があると認識しておりますが、その認識で宜しいでしょうか？	要求仕様の意図に対する確認	無	調達仕様書「9.10 その他(1)」に記載のとおりです。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
61	調達仕様書(案)	46~47	9.8ドキュメントの貸与について	下記ドキュメントの閲覧及びデータを貸与頂くことは可能でしょうか。 ・設計書 ・データ仕様書(DB設計書) ・テスト仕様書 ・現行ソースコード ・現行のデータ(DB)(移行見積もりに必要なため) ・現行のCSV(アンロードデータ)	要件及び範囲の明確化のため。	無	No.7、11、15の回答のとおりです。
62	調達仕様書(案)	47	9.10(1) その他	本業務終了後、本件に係るドキュメント及びソースプログラム等、全ての著作物は情報館殿に帰属することとなっております。業務終了後に開発者側で保管しても問題ないでしょうか？	要求仕様の意図に対する確認	有	情報・研修館より、必要に応じて貸与することを想定しています。ご意見の内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。
63	別紙資料1	7	出納・返却	業務流れ図にOCRシートの読み込みがありますが、このOCRシートのサンプルを開示していただくことは可能でしょうか？ また、OCRを利用しない運用・機能などを提案することは可能でしょうか。	要件明確化のため。	無	包装袋管理システムで使用しているOCRシートは閲覧資料として開示します。 また、OCRの利用については必須としておらず、代替案の提案は可能です。なお、包装袋にバーコードやICチップを貼る必要がある運用は対応できません。
64	別添資料4 画面一覧	2	項番14 返却登録画面	画面イメージ(G-5-4)にはOCRからの読取ボタンがありますが画面一覧の画面要件にありません。どちらが正しいのでしょうか？	開発範囲の明確化	有	「別添資料5 画面イメージ」は仕様として規定するものではなく、OCRの利用を想定した場合の画面となります。 なお、「別添資料4 画面一覧」の要件ではOCRの利用を必須としておらず、代替案の提案は可能です。なお、包装袋にバーコードやICチップを貼る必要がある運用はできません。 上記内容が明確に確認できるよう、調達仕様書を修正します。
65	別添資料4 画面一覧	4	項番27特許庁職員用ログイン画面	画面要件及び画面イメージ(G-10-1)にパスワードが入力項目として定義されておられません。パスワードを入力は必要ありませんでしょうか？	開発範囲の明確化	無	特許庁職員に対しては、ユーザIDを付与せずに職員番号を入力するのみで新包装袋管理システムを利用できるよう設計・構築する想定です。そのため、パスワードの入力は必要ありません。
66	別添資料5 画面イメージ	26	廃棄対象包装袋データ取込結果	年次20万件の廃棄登録を画面上から一括処理・画面表示し、画面上で仮廃棄登録を1件ずつ実施及び確認を行うことは、相当な運用負担となることが懸念されます。 運用負担軽減のため、仮登録をCSVデータで入力し、結果を帳票で出力し確認する等の処理を追加することが必要と考えております。	開発範囲の明確化	有	ご意見内容を踏まえ、調達仕様書を修正します。

「新包装袋管理システム構築のためのソフトウェア開発 一式」の意見招請における意見への回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
67	別添資料5 画面イメージ	31~35	各種リスト出力画面	長期借用者照会リスト、包装袋統計表等の画面出力内容と同様の内容を印刷する場合、厳密な帳票レイアウトを定義せずに、画面イメージを印字用紙に合わせて、そのまま印刷してもよろしいでしょうか？	画面イメージで印刷することで、帳票生成に係る開発規模が削減できると考えている為。	無	「別添資料1業務流れ図(WFA)」に記載のあるように、特許庁等への報告に使用する帳票があるため、基本的には厳密な帳票レイアウトを定義いただくことを想定しています。 但し、画面のレイアウト(印刷時の見た目)によっては、一部帳票について情報・研修館の承認を得た上であれば、画面イメージを印字用紙に合わせて、そのまま印刷しても問題ありません。
68	別添資料3 画面一覧	3	項番21~23 マスタメンテナンス	別添資料3 機能一覧 項番23,24の「各種メンテナンス」の機能要件を満たせば、DBMS(オプション等)のツール等の標準機能(画面)を利用したマスタメンテナンス運用を実施頂いてもよろしいでしょうか？ この場合、新包装袋のメニュー画面との関連はなくなり、製品の認証画面からの利用となりますがよろしいでしょうか？	マスタメンテナンス機能の開発規模が削減できると考えている為。	無	調達仕様書に記載された要件を満たした上で、使用性に優れたツールであれば問題ありません。